

Title	荘内藩の「徒刑仕法調帳」
Sub Title	Penal servitude of Shōnai-han (clan)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.10 (1962. 10) ,p.54- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621015-0054">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621015-0054</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

庄内藩の「徒刑仕法調帳」

手塚 豊

ここに紹介するのは、徳川時代の後期に、庄内藩で行われた溜場

(徒刑)の実態の調査書と思われる「徒刑仕法調帳」である。原本は、慶應義塾図書館所蔵の写本で、徳川時代の後期に筆写されたものと推測される。原本には藩名が明記されていないが、その内容に、「川南追放」「川北追放」など、庄内藩で行われた追放刑の名称がみられることから、同藩のものとして断定した次第である。<sup>(1)(2)</sup>

徳川時代に行われた各種の懲役刑——寄場、徒刑、溜場など名称はいろいろあるが、それらは近代的自由刑の萌芽とみられる——については、すでに諸先学によつてかなり多くのものが紹介され、私もかつて二、三の藩のものを、報告、考証したことがある。<sup>(3)(4)</sup>しかし、

庄内藩の溜場については、これまで法制史家の注意を惹いたことが

ない。「徒刑仕法調帳」を、珍重すべき資料としてここに発表するのである。

庄内藩において溜場の制度が存在したことは、庄内史関係の一般的概説書の類には、その記述がみあたらないようであるが、昭和三十年に公刊された「庄内史年表」の文政元年(一八)の項に、わずかながら次のような記事がみられる。<sup>(5)(6)</sup>

九月、七日町橋向うに溜牢屋を建て、軽罪者を入れて雑役に使う(酒井世紀)

さらに、慶應義塾図書館所蔵「鶴岡旧地温故便」(写本)には、溜場についてやや詳しく、次のような記述がある。<sup>(7)</sup>

上看町南側後川端ニ溜入之者被指置候長屋御普請被仰出入年と申  
釈ニ無之輕き罪人を其罪の輕重ニより年數御定町在の者共溜入被

仰付候右溜入の者御普請掛りにて取扱役人は御足輕より被仰付溜場入口門番ハ御中間より被仰付候右溜入の者志奈の半被を為着道普請又は御用所掃除其外實編ニ纏ひ苳織等夫々取掛らせ候事の由然所御趣意有之溜場御止ニ被仰出候右長屋ハ非人共ニ被下ニ成る天保年中なるへし其後安置場ニ相成る

一 文政元寅年七日町橋川端南西手御旗小屋近辺江此所御材木蔵地手前當時御地ノ觀音今ニあり新規之溜牢屋出来の筈にて御給人の宅地は引上ケ替地被下候掛り村岡仲左エ門右牢ハ輕き罪人被入置年限中川浚候事其外色々ニ使ハレ候由徒罪と申 公辺杯にも有之よし

これらの文献によると、溜場は、文政元年九月に開設され、天保年代までつづいた施設であつた。文政元年は、酒井家第十代忠器の時代である。忠器は、天保十三年(一八四二年)四月に隱居し、忠発がその後を継いだ。<sup>(8)</sup> 廃止の時期は「天保年中なるへし」というが、その時代が、忠器、忠発いずれの治世であつたかは、不明である。ところが、溜場が天保年代に廃止されたとする説には、疑問がないわけではない。なぜならば、前掲荘内史年表の弘化元年(一八四四年)の項に、次のような記事があるからである。<sup>(9)</sup>

十一月十八日、御預地御請取、囚人二四人の内一人は病死、二人は村預、他は上肴町溜場へ差し置かる。(傍点 手塚)  
「御預地請取」というのは、同年二月、田川、飽海、由利三郡に散在

荘内藩の「徒刑仕法調帳」

する天領七十三カ村が、荘内藩の預地となつたことを指す。<sup>(10)</sup> この年表の記事が正しいとするならば、天保の次の弘化年代に至つても、なお溜場がつづいていたことになる。他に拠るべき史料がみあたらないので、溜場の廃止時期については、なお、疑をのこしておきたい。<sup>(11)</sup> しかし、前掲荘内史年表の文久元年(一八六一年)八月の項に「川北追放」の記事があるから、その頃にはすでに溜場が廃止されていたと考えてよからう。溜場の制度は、主として各種追放刑に代わるべき刑罰として設けられたものだからである。

さて、「徒刑仕法調帳」は、この溜場の実態を示す文書である。「調帳」とあるから、この文書は、溜場に関する成文規則そのものではなく、溜場の状況を調査した一種の覚書と判断される。

この「調書」によつて知りうる溜場の制度は、それまで行われてきた他所追放、川北追放、川南追放、所私などに代わるべきものとして新設された一種の懲役刑(徒刑)である。そして重輕の二種を區別し、その処遇にも種々の差等を設けた点、褒美米給与、自己作業の許可、病氣自宅療養の制など、その内容には、注目すべき点をふくんでいる。しかし、惜しむらくは、なぜこうした制度を採用したかの理由、その成果、そしてまたそれが幕末まで継続しなかつた原因などは、この「調書」からは全く知ることができない。そうした点の究明は、なお将来における資料の発掘に待つとして、<sup>(13)</sup> ここで

は取りあえず「調書」の全文の覆刻、紹介にとどめる次第である。

(1) 私は寡聞にしていまだ荘内藩の刑事法一般について述べた文献には接しないが、「川南追放」は、享保六年(一七二一年)に(工藤定雄編「酒田市年表」昭和三十五年・三〇頁)、「川北追放」は、文久元年(一八六一年)に(鶴岡市史編纂会「荘内史年表」昭和三十年・二二二頁)、それぞれその実例がみられる。荘内藩の領地は最上川の南北にまたがっていたから、こうした追放刑が行われたのであろう。

(2) この写本を、義塾図書館がいかにして入手したかの経緯は明らかでないが、同図書館には、かつて荘内史の研究者として知られた故国分剛二氏が在職しておられたので、荘内史関係の文献はかなり豊富に揃っている。この写本も、おそらく同氏によって収蔵されたものと思われる。

(3) 寛政二年(一七九〇年)の徳川幕府の人足寄場は、余りにも著名ゆえ、それは別として、各地方の懲役刑の研究状況については、拙稿「新庄藩の徒刑」本誌第三一巻九号八〇頁註1参照。

(4) 私が紹介したのは、新庄藩(前掲拙稿・本誌第三一巻九号七九頁以下)、長岡藩、松山(高梁)藩(拙稿「長岡藩の寄場と松山藩の徒刑所——西洋近代的自由刑の移入を問題として——」本誌第三一巻五号一頁以下)、および会津藩(拙稿「会津藩刑則考」慶應義塾創立百年記念論文集法学部法律学関係・八一頁以下)のそれである。

(5) 私が参照しえたのは野村敏恵著「荘内歴史」(明治四十四年刊)、鶴岡市役所編「鶴岡市史」(昭和二年刊)の二書にすぎないから、確言はひかえたい。なお、「山形県史」(大正九年)、飽海郡史(大

正十二年)なども、荘内藩史にはかなり詳しいが、溜場に関する記事はみあたらない。

(6) 前掲荘内年表・一八一頁。

(7) 同写本は、その序文によると、明治五年に秋保親民が「諸記の内より要を摘み書記した」という。義塾図書館本は、大正十四年の複写本である。ところで複写者(「環」とあるが、姓か名か明らかでない)の後記によると、「此書大泉叢書第百三十八巻に収録せる『鶴岡所々沿革記』と同書ならざるか、目次ハ殆ど同じく只雑事篇を欠くのみ、他ハ小出入のみ、異日対校の機を待たん」とある。

「鶴岡所々沿革記」は、藩の儒者坂尾万年の著作であるが(鶴岡町教育会「第一回荘内史料出品目録」大正四年・一一頁参照)、私はまだ見る機会をもたない。なお、大泉叢誌は、坂尾儀太夫、その子万年、さらにその子清風と、親子三代にわたり心血をそそいで輯録した叢書で(阿部正己「荘内人名辞書」一一六頁)、全百三十九巻より成る。昭和十二年以降、庄内史刊行会から大泉叢誌がいくつかの活字本に分冊されて刊行されたことがあるが、「鶴岡所々沿革記」は出版の運びに至らなかつたようである。

(8) 前掲鶴岡市史・六一頁、七五頁。

(9) 前掲荘内史年表・一九九頁。

(10) 前掲書・一九八頁。前掲鶴岡市史・七五頁。

(11) 弘化元年の溜場入りは、旧溜場の施設を一時的に牢獄に代用したのかも知れない。

(12) 前掲荘内史年表・二二二頁。

(13) 鶴岡市では、昭和二十九年以降、市史編纂の事業が進められつつあると聞く。前回、昭和二年に出版された市史は、寔に貧弱な小

冊子であつたが、今回は藩の根本史料を駆使した本格的な市史であることが予想されるから、溜場についても、はじめてその全貌が明らかにされるかも知れない。私はそれを期待している。

### 徒刑仕法調帳

人足溜場軽重相分左之通

重溜場 永牢より軽キ罪之盜賊筋之類重キ博宿胴取之類右是迄他所

追放ニ当リ候罪

但公事出入喧嘩等ニ而御境内江難差置惣而他所江遣し候而

格別人害ニ不相成候類之者ハ是迄之通他所追放申付候事

軽溜場 軽キ博奕宿並胴取為者重立候博奕ニ加リ者其外軽罪之者右

是迄川北川南追放所私ニ当リ候罪

但川南川北追放所私等一切相止候事

右両溜場とも罪之品ニより

敲之上溜入 敲数 三十 四十 五十  
六十 七十 百迄

但罪之品ニより敲無キも有リ

右其時々罪之次第明細相記評議詰之上軽重溜入申付候事

一 重溜場之者困之外江一切不指出困中焚火行水者稀ニ許之

庄内藩の「徒刑仕法調帳」

一 同 飲料牢舎扶持同様一日ニ玄米五合

一 同 仕物 縄ない一日ニ何拾尋

但御普請方仕物ニ准追而可相極メ

一 軽溜場之者

川浚 堀泥上ヶ道普請此外ニも遣方可有之

但川浚泥上ヶ者骨折候仕事故其時ニ沙汰之上増扶持式合五

勺為取候事

右遣方之節御普請役人致指図休息之節不散様一所ニ差置候事

但看板為著平人と無紛様ニ致ス事

藤布に而異様ニ染襟なし仕立ニ而夏冬同看板

一 右人足遣方之外一切門外不許

一 不天氣雪中等仕物

右御普請方ニ而定メ置強ク可申付事

右仕物並精不精之訳共日課帳江記し日々当人へ為申聞置月終御

普請奉行江指出扶持方受取人々江相渡可申事

但仕物 定ヨリ欠候者 扶持引  
出精之者 扶持増

一 扶持米渡方玄米七合五勺ツ此外塩噌新代等之渡方一切無之

但増扶持ハ式合五勺扶持引も二合五勺

一ヶ月ニ卷度 鰯敷塩魚之類為取候事

同 三度 汁為給候事

一 仕物休日一ヶ月ニ三度 朔日十五日廿八日

但重溜之者ニハ朔日十五日両度相休候而已にて塩魚汁等為

取候事ハ無之

一 夏冬仕着 夏 単物古着 冬 綿入古着 但看板ハ人足ニ出し節斗為著

一 夜長之節自分仕事致し候為メ其間焚火一ヶ所許之暑中行水等勝

一 手次第之事 但右類自分用

一 病人医師扱牢舎者同様

一 病人宅へ出養生願許之

輕溜老年 老年半 貳年 三年

重溜老年 輕溜へ 貳年 通計三年

老年半 同老年半 通計三年

貳年 同三年 通計五年

右年限ニ充御免

但輕重共病氣等ニ而仕物休候者右日教除キ日勘定ニ而年数相

極候事

輕重とも正路ニ仕物出精心得直リ候者へ定年数より早く免し

候儀も可有之事

一 年限充御免之節可婦家茂無之可寄親類も無之其心得直リ候者ニ  
候ハ、飯焚小遣ひとして可使之

一 重溜場之者出奔召捕次第死罪也

但右御定ハ溜入之節役人急度申含勿論入口江右定書差置可申

事

一 輕溜場之者出奔召捕次第牢舎之上重溜場入

但右同断

一 両溜共ニ近火之節一同放遣し火鎮之後不帰候者ハ召捕次第本罪

より一等重ク可申付早速罷帰役人江届出候者ハ年数縮メ免し可

申事

但右同断

一 溜場構之内役所へ御普請方下役人老人ツ、相詰居可致差凶事

一 飯焚小買物等之為荒子式人役所統へ差置一切諸用弁し候事

一 惣人数之飯此処ニ而焚出候事

但重キ溜場之者江ハ輕キ溜入之者ヲ以為相送候事

一 右扱之役人拘制而已之勤方と不相心得仕物出精自分仕事ニも精

入後日御免之節之計ヲ申含稼之様教訓いたし新規之御法難有存

候様ニ仕入候ハ、御免之後稼ニ馴遊惰之民ニ不相成者も出可申

最初尤其役人ヲ撰御趣旨為吞込候事

一 輕キ溜之者扶持米玄米七合五勺渡リ

一 仕物怠リ扶持引候者玄米五合渡  
一 出精之者増扶持者役人前ニ而預リ帳面ニ記し月切ニ其者ニ米高

為知置年限充御免之節其者へ相渡候事

但月々ニ相払代錢ニ而積置候事

- 一 自分仕物之分繩草履わらんし等正ニ稼次第右代錢之内小遣ニ致候外余分出候様ニいたし年限充御免之節相渡候様ニ役人前ニ而取計遣候事

但小遣も勝手次第第ニ不致無抛入用計ニ遣行候様役人前ニ而取計候事

- 一 重キ溜之者自分仕物いたし候代錢之内ニ而菜物味噌塩着之類稀

ニ調候事おゆるし候事

- 一 女溜 是ハ公義御仕置ニ准奴ト唱候事

- 一 囲内ニ而仕物 木綿糸車苧うミ

人足共衣類洗濯

- 一 囲外江一切不出事

- 一 扶持米玄米五合渡

- 一 自分仕物實錢ヲ以小遣ニ為致候事

精働之者余分出候へ、役人前ニ而預リ置御免之節相渡候事

但自分仕物元手役人前より立替一ヶ月ニ致勘定掛之上追而

仕法相定候事

- 一 年限其外取扱男之輕溜入ニ大体可准事

- 一 日々食事荒子ニ為送候事

庄内藩の「徒刑仕法調帳」

後記 本稿執筆に際し、義塾法学部講師田中市郎衛門氏および文学部助手高橋正彦氏から貴重な御助言をえた。記してその御厚意に感謝の意を表したい。

(昭和三十七年八月二十一日稿)